

## 革新的事業活動に関する実行計画

### 一. 計画実行期間

革新的事業活動に関する実行計画に係る計画実行期間については、2020年度までとする。

なお、当該期間における取組を、中長期的な取組にも連動させていく観点から、2025年度までの取組の見通しも併せて記載する。

### 二. 革新的事業活動関連施策についての基本的な方針

#### (1) これまでの取組

2020年を大きな目標として、世界に先駆けて「生産性革命」を実現するため、大胆な税制、予算、規制改革等の政策を総動員する「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）を策定するとともに、これに基づき「生産性向上特別措置法」（平成30年法律第25号）が成立・施行されるなど、生産性革命に向けた取組は着実に進展している。

さらに、第4次産業革命の技術革新を存分に取り込み、「Society 5.0」や「データ駆動型社会」への変革を目指す「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）を策定した。

#### (2) 革新的事業活動関連施策の集中的・一体的推進、迅速・確実な実施

我が国産業の国際競争力の維持及び強化に向け、これまで取り組んできた施策を加速・具体化しつつ、必要な法制上の措置を速やかに講ずるなど、「未来投資戦略2018」に盛り込まれた施策を迅速かつ確実に実行していく。

このため、本実行計画において、生産性向上特別措置法第6条第1項に定める「革新的事業活動関連施策」として、現時点で施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣を明らかにできるものを、三において具体的に示す。

### 三. 新技術等実証の促進に関する施策、革新的データ産業活用の促進に関する施策及びその他の革新的事業活動関連施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣

新技術等実証の促進に関する施策、革新的データ産業活用の促進に関する施策及びその他の革新的事業活動関連施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣は、別添のとおりである。

なお、

①新技術等実証に関する施策は、128 ページ

②革新的データ産業活用に関する施策は、44 ページ、89 ページ

③①及び②以外の革新的事業活動関連施策は、上記以外のページに記載している。

## 目 次

<b>I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等</b>	
[1]	「生活」「産業」が変わる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1.	次世代モビリティ・システムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2.	次世代ヘルスケア・システムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
3.	次世代産業システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
[2]	経済活動の「糧」が変わる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
1.	エネルギー・環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
2.	FinTech／キャッシュレス社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
[3]	「行政」「インフラ」が変わる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
1.	デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）・・・・・・・・41
2.	次世代インフラ・メンテナンス・システムの構築等インフラ管理の高度化・・47
3.	PPP／PFI手法の導入加速・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
[4]	「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
1.	農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現・・・・・・・・56
2.	まちづくりと公共交通・ICT活用等の連携によるスマートシティ実現・・63
3.	中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化・・・・・・・・・・66
4.	観光・スポーツ・文化芸術・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
<b>II. 経済構造革新への基盤づくり</b>	
[1]	データ駆動型社会の共通インフラの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
1.	基盤システム・技術への投資促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
2.	AI時代に対応した人材育成と最適活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
2-1.	AI時代に求められる人材の育成・活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
2-2.	人材の最適活用に向けた労働市場改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
2-3.	外国人材の活躍推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113
3.	イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援・・117
3-1.	自律的なイノベーションエコシステムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・117
3-2.	ベンチャー支援強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
4.	知的財産・標準化戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・125
[2]	大胆な規制・制度改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128
1.	サンドボックス制度の活用と縦割規制からの転換／ プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備／競争政策の在り方・128
2.	投資促進・コーポレートガバナンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・130
3.	国家戦略特区の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・135
[3]	海外の成長市場の取り込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・136
1.	「Society 5.0」の国際展開とSDGs達成・・・・・・・・・・・・・・・・・・136
2.	日本企業の国際展開支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・138
3.	日本の魅力を活かす施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・144

## 2-2. 人材の最適活用に向けた労働市場改革

### 1) ダイバーシティの推進

2018年度	2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>					
<p><b>ダイバーシティ経営の推進</b></p> <p>「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」の改訂</p> <p>改訂後「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」の普及により企業におけるダイバーシティ経営を推進</p> <p>「なでしこ銘柄」等の選定基準の改正</p> <p>改正後の「なでしこ銘柄」等の選定基準に基づき選定等を行い、企業における取組を促進</p>				【経済産業大臣】	
<p><b>女性活躍の更なる拡大</b></p> <p>上場企業における女性役員登用状況の公表を推進</p> <p>機関投資家等を対象として、ESG投資における女性活躍情報の活用状況を調査</p> <p>機関投資家等を対象とした、ESG投資における女性活躍情報の活用事例の周知</p> <p>女性の役員人材の育成に向け、女性役員育成研修及び修了者人材バンクの充実・強化を実施</p> <p>人材育成研修の認証等の仕組みを検討し、順次実施</p>					【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、経済産業大臣】

# i) ダイバーシティの推進

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>						
<p><b>女性活躍の更なる拡大</b></p>						
<p>「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備や保育人材の確保を推進</p>					【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、厚生労働大臣】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年：上場企業役員に占める女性の割合 10%</li> <li>2020年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合 15%</li> </ul>
<p>「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの受け皿整備を推進</p>		<p>新たに策定する放課後児童対策に関するプランに基づき、放課後児童クラブの更なる受け皿整備を推進</p>			【厚生労働大臣】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年：25歳～44歳の女性就業率：77%（2017年：74.3%）</li> <li>2020年：第1子出産前後の女性の継続就業率：55%</li> </ul>
<p>女性活躍推進法について、附則に基づく施行後3年の見直し（女性活躍に関する企業の情報開示の拡大等の検討）</p>		<p>女性活躍に向けた企業等の取組を促進</p>			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、厚生労働大臣】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年度末までに32万人分の保育の受け皿整備</li> </ul>
<p>セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について」（平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）等に基づく取組の徹底</p>					【内閣総理大臣（国家公務員制度担当大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、（人事院総裁）、総務大臣、厚生労働大臣、全大臣】 ※（人事院総裁）とは、人事院総裁に対して検討を要請するものである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年度末までに約30万人分の放課後児童クラブの受け皿を整備するとともに、2023年度末までにさらに約30万人分整備する</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護休業法の着実な履行の確保</li> <li>「仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会」報告書を踏まえ、女性のキャリア継続に資するよう男性の育児・家事への参加の促進等に向けた総合的な対策の実施</li> </ul>					【厚生労働大臣】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年：男性の育児休業取得率：13%</li> <li>2020年：男性の配偶者の出産直後の休暇取得率：80%</li> </ul>

# i) ダイバーシティの推進

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">                     予算編成 税制改正要望                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">                     秋～年末                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">                     通常国会                 </div>						
<b>高齢者、障害者等の就労促進</b>						
継続雇用延長・定年引上げ促進の集中支援期間			継続雇用延長・定年引上げに係る制度の在り方を再検討	将来的な継続雇用年齢等の引上げに向けた環境整備の実施	【厚生労働大臣】	• 2020年：60歳～64歳の就業率：67% (2017年：66.2%)
65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等への支援の促進				検討を踏まえた取組の実施		
高年齢者の再就職支援の充実						
<ul style="list-style-type: none"> <li>• シルバー人材センターを活用したマッチングの促進を含め、雇用によらない働き方の拡大</li> <li>• 地域で多様な雇用・就業機会を確保する仕組みを展開</li> </ul>						
定年後継続雇用の高齢者の処遇の在り方の検討						
障害者の更なる雇用拡大や働きやすい環境の整備の推進					【総務大臣、厚生労働大臣】	• 2022年：障害者の実雇用率：2.3% (2017年：1.97%)
障害者一人ひとりの特性に応じた支援の充実・強化						
サテライトオフィスなどのICTを活用した働き方のモデルの構築		モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討				
障害者の法定雇用率引上げ時期の検討を行い、平成33年4月までに法定雇用率を2.3%に引き上げ(現行2.2%)						
ソーシャルファームに対する共通の認識を醸成し、社会的な認知度を高めるための取組を推進するとともに、行政上の支援の必要性等について検討し、必要に応じ措置					【法務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣】	

## ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方の実現

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>						
<p><b>長時間労働の是正、健康確保</b></p>					【厚生労働大臣】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年度末：不本意非正規雇用労働者の割合10%以下（2017年：14.3%）</li> </ul>
<p>時間外労働の上限規制について、施行準備のための取組（法律の趣旨・内容の周知等）</p>		<p>施行</p>				
<p>中小企業における時間外労働の上限規制及び割増賃金率の見直しについて、施行準備のための取組（中小企業のニーズや実情に応じたきめ細かな相談支援体制の構築等）</p>		<p>時間外労働の上限規制の施行</p>	<p>割増賃金率の見直しの施行（平成35年度～）</p>			
<p>働き方改革のために人材を確保することが必要な中小企業に対する支援策を検討</p>		<p>中小企業に対する支援について検討を踏まえ実施</p>				
<p>産業医・産業保健機能の強化について、施行準備のための取組（法律の趣旨・内容の周知等）</p>		<p>施行</p>				
<p><b>雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保</b></p>						
<p>パートタイム労働法、労働者派遣法等の改正について、施行準備のための取組（法律の趣旨・内容の周知等）</p>		<p>施行</p>				
<p>中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用について、施行準備のための取組（中小企業のニーズや実情に応じたきめ細やかな相談支援体制の構築等）</p>		<p>施行</p>				

## ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方の実現

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>						
<p><b>最低賃金の引上げ</b></p> <p>・最低賃金について、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す ・中小企業等における生産性の向上に資する設備投資等の促進など、生産性向上等に向けた支援を行う</p>					<p>【厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣】</p>	
<p><b>多様な選考・採用機会の拡大</b></p> <p>経済界への要請等により「年齢に関わりない転職・再就職者受入れ促進のための指針」を踏まえた取組を促進</p> <p>中途採用の拡大等の状況に応じて見直し</p> <p>経済界への要請等により、若者雇用促進法に基づく指針を踏まえた、通年採用や秋季採用の導入などの取組を促進</p> <p>経済界への要請等により、若者雇用促進法に基づく指針を踏まえた、地域を限定して働ける勤務制度など新卒者等が希望する地域で将来のキャリア展望が描ける募集・採用の仕組みの導入を促進</p> <p>地域を限定して働ける勤務制度の導入等の状況に応じて見直しを検討</p> <p>労働移動支援助成金について、初めて中高年齢者を採用する企業への助成を拡充するなど、キャリアアップ・キャリアチェンジを後押しすることに重点化して更なる見直しを検討</p> <p>助成金を活用した中途採用等の支援</p> <p>産業雇用安定センターによる、「雇用調整」目的以外(キャリアチェンジ、人材育成・人事交流等)の出向支援を促進</p> <p>中小企業等の中核人材確保に向けて、大企業等からの労働移動を円滑にする環境整備として仲介支援機関等を整備</p> <p>仲介支援機関等による中小企業の中核人材確保に向けた支援を実施</p>						<p>【厚生労働大臣】</p> <p>【経済産業大臣】</p>

## ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方の実現

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p>	<p>秋～年末</p>	<p>通常国会</p>				
<p><b>多様で柔軟なワークスタイルの促進</b></p>						
<p>多様な正社員について、プロフェッショナル人材の受け皿等として企業での活用を促すため、直近の活用状況を踏まえつつ、職務の内容や能力等に応じた評価や処遇、雇用保障等の在り方について整理を行い、労使双方が参考としている「雇用管理上の留意事項」への反映やモデル就業規則の策定等の対応を検討し、必要な措置を実施</p>					<p>【厚生労働大臣】</p>	<p>• 2020年：テレワーク導入企業を2012年度(11.5%)比で3倍(2017年：13.9%)</p>
<p>テレワークについて、改定ガイドラインの周知により、適正な労働時間管理を促進</p>						
<p>テレワークがもたらす生産性向上等の効果について「テレワーク・デイズ」を通じて周知するなどにより経営層の意識改革を進め、テレワークの普及を促進</p>					<p>【総務大臣】</p>	
<p>ガイドライン・改定版モデル就業規則の周知による副業・兼業の普及促進</p>						
<p>副業・兼業の促進に向けて、働き方の変化等を踏まえた実効性のある労働時間管理や労災補償の在り方等について、労働者の健康確保や企業の予見可能性にも配慮しつつ、労働政策審議会等において検討を進め、速やかに結論を得る。検討結果を踏まえ、必要な措置を実施</p>					<p>【厚生労働大臣】</p>	
<p>国家公務員が公益的活動等を行うための兼業について、制度の周知をはじめ、円滑な制度運用を図るための環境整備</p>					<p>【内閣総理大臣（国家公務員制度担当大臣）】</p>	



## ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方の実現

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会				
<p><b>多様で柔軟なワークスタイルの促進</b></p> <p>フリーランスやクラウドソーシングなどの雇用関係によらない働き方について、契約内容の決定などのルールの明確化、契約の履行確保、報酬額の適正化、スキルアップやキャリアアップなどの諸課題に関して、労働政策審議会等において、諸外国の法制的動向等も参考としながら、法的保護の必要性を含めた中長期的な検討</p> <p>企業がフリーランス等に仕事を発注した場合に「優越的地位の濫用」等として独占禁止法上問題となり得る行為について、業界団体等へ周知することにより、企業とフリーランス等の公正な取引を確保</p> <p>高度プロフェッショナル制度について、施行準備のための取組（法律の趣旨・内容の周知等）</p> <p>施行</p>					<p>【厚生労働大臣】</p> <p>【内閣総理大臣（公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）】</p>	<p>• 2020年：テレワーク導入企業を2012年度（11.5%）比で3倍（2017年：13.9%）</p>
<p><b>治療と仕事の両立支援</b></p> <p>主治医と企業の連携の中核となり、患者に寄り添い支援する人材の養成</p> <p>企業・医療機関に向けたマニュアルの作成等により企業と医療機関の患者に対する支援ノウハウの強化</p> <p>がんや難病の患者等に対する地域における相談支援体制の構築等</p> <p>治療と仕事の両立支援の状況等を踏まえて支援を拡充</p>					<p>【厚生労働大臣】</p>	

### iii) 主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI	
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会					
<b>日本版O-NETの創設等による労働市場の「見える化」</b>					【厚生労働大臣】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年：転職入職率 9.0% (2016年：8.0%)</li> <li>大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする(2015年：約49万人)</li> <li>2022年：専門実践教育訓練給付の対象講座数を5,000とする(2017年：2,417講座)</li> </ul>	
データの収集・分析や更新、ユーザーインターフェース、「職場情報総合サイト」等との連携など、具体的な設計・開発の検討		日本版O-NETの設計・開発	労働市場の変化に応じて情報の収集・分析・更新等を行うとともに、更なるコンテンツの充実				
ホワイトカラー職種に求められる能力を明確化し、効果的なマッチング等につなげるための職業能力診断ツールの開発に当たっての枠組みの検討		ツール開発に必要なデータの収集・分析、ツール開発	ツールの活用を通じた、効果的なマッチング等の実施				
<b>主体的なキャリア形成の支援</b>							
セルフ・キャリアドックの導入希望企業に対し、訪問等による相談や研修の実施等により支援		労働者がキャリアコンサルティングを受けやすい環境の更なる整備					
在職中の若者等に対する企業外での専門的なキャリアコンサルティング機会の提供							
ジョブ・カードの新たな様式の普及のための周知・広報							
IT・医療介護分野の業界・企業内で通用するコンピテンシーの分かりやすい能力証明(表記)の開発		開発した能力証明(表記)の普及のための取組					
		「ジョブ・カード制度総合サイト」における、ジョブ・カードの作成サポートに資する情報提供等に関する機能強化の検討・実施					
キャリアコンサルタントの養成講習、更新講習、試験の科目等の見直し等について、労働政策審議会等において検討		職業能力開発促進法施行規則の改正等を通じた、養成講習、更新講習、試験等の見直し準備	新たな養成講習、更新講習、試験等の実施・定着によるキャリアコンサルタントの資質向上の促進				
長期の教育訓練休暇制度を導入する事業主を対象とした助成金の創設等に向けた検討		助成金等による長期の教育訓練休暇制度の普及促進					
出産・育児等でキャリアを中断した女性の職場復帰、非正規雇用からのキャリアアップ、高等学校等の卒業後に就職した者の大学や専修学校等での学び直しなど、ライフステージに応じたキャリアアップを公的職業訓練や教育訓練給付により支援							

### iii) 主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">                     予算編成 税制改正要望                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">                     秋～年末                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">                     通常国会                 </div>						
<b>HRテクノロジーを活用した企業の人事機能の再設計</b>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%; height: 100%;">                     経営戦略と連動した「人事機能」のあるべき方向性を検討し、これを実現するために有用なHRテクノロジーの活用の方向性や事例等を提示し、普及支援策を検討                 </div>			【経済産業大臣】	• 2020年：転職入職率 9.0% (2016年：8.0%)
<b>解雇無効時の金銭救済制度の検討</b>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%; height: 100%;">                     HRテクノロジーの普及支援策の実施                 </div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%; height: 100%;">                     可能な限り速やかに、法技術的な論点についての専門的な検討を行い、その結果も踏まえて、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%; height: 100%;">                     解雇無効時の金銭救済制度の検討                 </div>			【厚生労働大臣】	

## [2]大胆な規制・制度改革

### 1. サンドボックス制度の活用と縦割規制からの転換

#### プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備／競争政策の在り方

##### i) 新技術等の社会実装に向けた政府横断・一元的体制の整備

2018年度	2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p> <p><b>新技術等実証の強力な推進</b></p> <p>一元的窓口を設置するなど 推進体制を整備</p> <p>関係府省庁等は、新技術 等実証計画を迅速に審査 する体制を構築</p>	<p>民間事業者からの申請に対する事前相談をきめ細かく行うなど、事業者による様々な実証プロジェクトの実施を支援</p>	<p>実証プロジェクトの実施を支援</p>	<p>「サンドボックス」制度の成果に基づき、必要な措置を講ずる</p>	<p>【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（規制改革））、経済産業大臣】</p> <p>【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、行政改革担当大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（宇宙政策）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（規制改革）、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣】</p>	<p>・ <u>企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出</u></p>

## ii) プラットフォーム選択環境の整備

2018年度			2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>	<p><b>プラットフォーム選択環境の整備</b></p> <p>公正かつ自由で透明な競争環境の整備の在り方について、関係省庁で検討し、年内に基本原則を整理</p>		<p>基本原則に沿って、既存の縦割の業規制からサービス・機能に着目した規制体系への転換の在り方や、特定のプラットフォームからいつでもユーザーが移籍できるデータポータビリティやオープンに接続されることが可能なAPI開放等を含め、公正かつ自由で透明な競争環境の整備、イノベーション促進のための規制緩和(参入要件の緩和等)、デジタルプラットフォーマーの社会的責任、利用者への公正性の確保などについての具体的措置を早急に進める</p>			<p>【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣】</p>	<p>・企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出</p>

## iii) 経済社会構造の変化に対応した競争政策の在り方の検討

2018年度			2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>	<p><b>経済社会構造の変化に対応した競争政策の在り方の検討</b></p> <p>地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保、地域等での企業の経営力の強化、公正かつ自由な競争環境の確保、一般利用者の利益の向上等を図る観点から、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、本年度中に結論を得る</p>					<p>【内閣総理大臣（公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、内閣府特命担当大臣（金融）、経済産業大臣、国土交通大臣】</p>	

## 2. 投資促進・コーポレートガバナンス

### i) コーポレートガバナンス改革

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会						
<b>コーポレートガバナンス改革の課題に係る状況のフォローアップ等</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任、取締役会の多様性確保（ジェンダーや国際性の面を含む）、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップ</li> <li>投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討</li> </ul>					【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣、経済産業大臣】	
<b>企業グループ全体の価値向上</b>						
グループガバナンスの在り方に関する実務指針を来年春頃を目途に策定		左記の取組等を踏まえ、必要な取組・検討の実施			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣、経済産業大臣】	・大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す
<b>自社株対価のM&amp;Aの促進</b>						
自社株対価のM&Aの促進のため、産業競争力強化法改正により創設された税制・会社法に関する特例措置の利用を促進		左記の結論を踏まえた取組の速やかな実施			【法務大臣、経済産業大臣】	

## ii) 建設的な対話のための情報開示の質の向上、会計・監査の質の向上

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>						
<p><b>情報開示の質の向上</b></p> <p>経営戦略やガバナンス情報等を含む企業と投資家の建設的な対話に資する上場企業の情報開示について、来年前半までを目途に、金融審議会での結論を踏まえた取組を実施</p> <p>株主総会の招集通知添付書類の原則電子提供について、法制審議会に設置した部会において検討を行い、本年度中に結論を得る</p> <p>一体的な開示を行おうとする企業の試行的取組を支援しつつ、一体的開示例・関連する課題等について検討。本年中にその検討内容を公表</p>		<p>引き続き、開示の在り方について総合的に検討</p> <p>法制審議会の結論等を踏まえ、会社法の改正等、必要な取組・検討の実施</p>			<p>【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣、経済産業大臣】</p>	<p>・大企業（TOPIX500）のROAIについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す</p>
<p><b>会計・監査の質の向上</b></p> <p>・国際会計基準(IFRS)への移行を容易にするための更なる取組を進めることによりIFRSの任意適用企業の拡大を促進 ・監査に関する情報提供の充実に向けた更なる取組を検討。監査法人のローテーション制度について調査研究を実施</p>		<p>左記の検討を踏まえた取組・検討の速やかな実施</p>				

### iii) 中長期的投資の促進

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>						
<b>ESG等の持続可能性をめぐる課題を考慮した中長期的投資の促進</b>						
<p>企業と投資家が「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス-ESG・非財務情報と無形資産投資-」の活用を表明できる仕組みと場を本年度中に整備</p>		<p>左記の取組等を踏まえ、必要な取組・検討の実施</p>			<p>【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣、環境大臣】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>金融安定理事会（FSB）の気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）などの国際的な開示要請の潮流を踏まえ、改定した環境報告ガイドラインを本年6月に公表し、ガイドラインの内容を補完・補足するための手引及び解説書を本年度中に発行</li> <li>本年度中にTCFD提言に対応する企業を選定して助言など支援を実施</li> </ul>		<p>左記の取組等を踏まえ、必要な取組・検討の実施</p>			<p>【環境大臣】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大企業（TOPIX500）のROAIについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境情報の開示について、企業と投資家の対話の場となる「環境情報開示基盤」の実証を進め、平成33年度までに本格運用を目指す</li> <li>国際的な潮流も踏まえつつ、関係省庁が連携して、温室効果ガスの排出削減量などの環境情報の実効的な開示を促進</li> </ul>		<p>「環境情報開示基盤」の本格運用</p>			<p>【経済産業大臣、環境大臣】</p>	
<p>環境要素を企業経営等に戦略的に取り込む優れた企業（環境サステナブル企業）の具体像を市場に向けて示す取組やグリーンボンド発行促進プラットフォームの本格運用を本年度中に実施</p>		<p>左記の取組等を踏まえ、必要な取組・検討の実施</p>			<p>【環境大臣】</p>	
<p>ESG金融懇談会において、我が国内における金融全体へESG要素の考慮を浸透させる方策について、本年6月末までに提言をまとめ、その後、提言を踏まえたESG情報リテラシーの普及などの施策を実施</p>					<p>【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣、環境大臣】</p>	



## iv) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>						
<p><b>「顧客本位の業務運営」の確立と定着</b></p>		<p>「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、金融機関の営業現場まで顧客本位の業務運営が浸透していくよう、金融機関等に対するモニタリングを実施。その結果を踏まえ、金融機関間で比較可能な共通KPIの公表等により、金融機関の取組の「見える化」を一層推進</p>		<p>必要な取組・検討の実施</p>	<p>【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】</p>	
<p><b>家計の安定的な資産形成の促進</b></p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>つみたてNISAの利便性向上に向けた方策を検討するとともに、官民における職場環境の整備（「職場つみたてNISA」の導入）を促進</li> <li>スマートフォン等を情報源とする若年世代に対しても効果的に働きかけを行うため、新たな情報発信チャンネルを通じた取組を推進</li> </ul>		<p>必要な取組・検討の実施</p>	<p>【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大企業（TOPIX500）のROAIについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す</li> </ul>
<p><b>高齢化社会に適合した金融サービスの提供</b></p>		<p>確定拠出年金（DC）について、本年5月に施行される中小事業主掛金納付制度や簡易企業型年金制度の周知を行うとともに、個人型確定拠出年金（iDeCo）も含め、運営管理機関の営業職員による加入者等への運用の方法の情報提供を可能とするなど、私的年金制度の普及・充実を図る</p>		<p>必要な取組・検討の実施</p>	<p>【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、厚生労働大臣】</p>	
		<p>金融機関における、老後の資産運用・取崩しを含めた資産の有効活用に適した金融商品・サービスの提供のほか、成年被後見人の財産の保護の仕組みの充実など、高齢者が安心して資産の有効活用を行えるようにする環境整備を図る</p>		<p>必要な取組・検討の実施</p>	<p>【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣】</p>	

## iv) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>						
<p><b>金融・資本市場の利便性向上と活性化</b></p> <p>総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物市場について、電気事業者等との調整を踏まえた円滑な開設を早急に確保するよう、積極的に取り組む</p> <p>株式・社債等について、来年中のT+2化の着実な実施を促す</p>					<p>【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、農林水産大臣、経済産業大臣】</p> <p>【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】</p>	
<p>株式・社債等のT+2化</p>						
<p><b>東京国際金融センターの推進</b></p> <p>金融業の拠点開設サポートデスクを活用し、「ファストエントリー」を加速。その際、許認可などの審査プロセスの効率化・迅速化・透明化を行い、海外で実績のある資産運用業者等の円滑かつスピーディーな登録を図る</p> <p>監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）において、グローバルな監査品質の向上のための議論に積極的に関与する等、本格的な稼働に向け、積極的に支援</p>					<p>【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】</p>	<p>・大企業（TOPIX500）のROAIについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す</p>
<p>必要な取組・検討の実施</p> <p>必要な取組・検討の実施</p>						
<p><b>成長力強化に向けた民間によるリスクマネー供給の促進</b></p> <p>政府出資（産業投資）のより適切な管理運営の検討を進めつつ、産業投資を活用して民間資金の呼び水とし民間主導によるリスクマネーを供給する特定投資業務などの日本政策投資銀行の投資機能の強化や、産業革新投資機構の新ファンドの活用を図る</p>					<p>【財務大臣、経済産業大臣】</p>	

### 3. 国家戦略特区の推進

#### i) バーチャル特区型指定制度の活用

2018年度			2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る。</li> <li>• 2020年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が3位以内に入る。</li> </ul>
<p>国家戦略特区について、「地方創生型バーチャル特区」型指定を取り入れ、特定メニューについて、既存の特区エリアを超えた、横連携での実証を可能とする</p>							

#### ii) 地域における規制改革

2018年度			2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る。</li> <li>• 2020年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が3位以内に入る。</li> </ul>
<p>国家戦略特区区域からの要望や、国家戦略特区における事業の実績を踏まえ、規制改革の実現に取り組む</p>							